3 (a) 各締約国は、他方の締約国に対して六箇月前の書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

(b) この協定の終了の後においても、費用、裁判権又は請求権に関する履行されていない義務は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、履行されるまで引き続き拘束力を有する。

(c) この協定の終了の後においても、情報の保護に関する義務は、引き続き拘束力を有する。

4 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十三年一月十一日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岸田文雄

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国のために
リシ・スナク

附属書（第二十一条関係）

1 派遣国は、第二十一条5(a)及び6(a)の規定の実施に当たり、この協定に従い、接受国の領域的管轄権の合法的な行使を妨害してはならない。

2 両締約国は、第二十一条5(a)の規定に関し、同条5(a)に規定する援助がこの協定の効力発生の時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定する。

3 2に規定する場合を除くほか、一方の締約国は、第二十一条5(a)の規定に関し、同条5(a)に規定する援助を提供しないことを他方の締約国に認めることについての当該他方の締約国からの要請に対して好意的な考慮を払う。

4 2の規定に関し、一方の締約国の当局が第二十一条5(a)に規定する援助を提供しない場合には、当該一方の締約国は、直ちに他方の締約国と協議する。

5 第二十一条5(a)の規定に関し、一方の締約国の当局が引渡しを求められている者の他方の締約国への引渡しについて援助を提供しない場合には、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請により、自国の法令によって認められる範囲内で、訴追のため自国の当局に事件を付託する。

6 両締約国は、第二十一条5(a)及び6(a)の規定に基づいて相互に援助する義務を負うが、いずれかの締約国の当局がこれらの規定によって認められる範囲内で援助を提供しない場合には、これを1に規定する妨害と解してはならない。

7 接受国の裁判権に基づいて抑留され、拘禁され、又は訴追される訪問部隊の構成員又は文民構成員は、第二十一条8に定める手続上の保障に加え、次の手続上の保障を受ける。

(a) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己に対する被疑事実を直ちに告げられ、かつ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留されず、又は拘禁されないものとし、正当な理由がなければ、拘禁されない。

(b)(c) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、接受国の法令に従い、残虐な刑罰を科されない。

当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、裁判の前の拘禁の合法性について異議を申し立てる権利を有する。

(d) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己に不利な証人に対する反対尋問を行う権利を有する。

(e) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己が必要と認めるときは、接受国の法令に従い、有能な通訳を用いる。

8 派遣国は、要請により、いつでも、訪問部隊の構成員又は文民構成員で接受国によって拘禁されているものに接見する権利を有する。

法務大臣　小泉　龍司
外務大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　宮下　一郎
防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND CONCERNING THE FACILITATION OF RECIPROCAL ACCESS AND COOPERATION BETWEEN THE SELF-DEFENSE FORCES OF JAPAN AND THE ARMED FORCES OF THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

Japan and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (hereinafter referred to individually as a "Party" and collectively as the "Parties"),

Recognising their shared interests in regional and global peace and stability;

Noting their mutual commitment to the peaceful settlement of international disputes and to the maintenance of international peace and security;

Desiring to deepen the security and defence relationship between the Parties by establishing a legal framework for facilitating mutually beneficial defence cooperation;

Desiring to define the status of the Visiting Force and the Civilian Component; and

Acknowledging their respective obligations under international law,

Have agreed as follows:

Article I

For the purposes of this Agreement:

(a) "Civilian Component" means the civilian officials of the Sending State accompanying the Visiting Force, who are employed by or in the service of the Visiting Force and who are neither ordinarily resident in the Receiving State nor contractors engaged by, or on behalf of, the Visiting Force;